

○沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例

平成7年3月31日条例第16号

改正

平成17年12月14日条例第48号

平成20年10月20日条例第37号

平成24年3月19日条例第1号

平成26年3月10日条例第16号

平成27年10月27日条例第33号

平成28年7月1日条例第33号

令和元年7月5日条例第31号

令和7年7月7日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者等福祉世代交流活動施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沼津市（以下「市」という。）は、高齢者をはじめとする市民の交流活動を促進し、教養、文化及び福祉の向上を図るため、高齢者等福祉世代交流活動施設（以下「世代交流施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千本プラザ	沼津市本字千本1910番地の206

2 世代交流施設を構成する施設（以下「構成施設」という。）として、世代交流センター及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉センターを設置し、その名称は、次のとおりとする。

構成施設	名称
世代交流センター	沼津市世代交流センター
老人福祉センター	沼津市老人福祉センター

3 前項に規定する構成施設のほか、沼津市老人デイサービスセンター条例（平成7年条例第18号）及び沼津市高齢者就業センター条例（平成19年条例第31号）で設置する次に掲げる施設は、世代交流施設の構成施設とする。

構成施設	名称
老人デイサービスセンター	沼津市千本デイサービスセンター
高齢者就業センター	沼津市高齢者就業センター

4 前2項の施設は、相互に連携を図り、総合的に一体として世代交流施設としての機能を発揮するよう運営されなければならない。

(開館時間等)

第2条の2 世代交流施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第3条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、世代交流施設への立ち入りを制限し、又はその利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 利用者に迷惑をかけ、又は施設及び付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上、支障があると認められるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(教養娯楽室の使用者の範囲)

第3条の2 午前9時から午後4時30分までに教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）を使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者又は60歳以上の者によって構成されている団体とする。ただし、市長が必要があると認める者については、この限りではない。

（使用の承認及び使用料）

第4条 別表第1に掲げる室及び付属設備を同表に使用料が定められている時間帯に使用しようとする者並びに午前9時から午後4時30分までに教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認について市長は、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第3条各号の一に該当するときは、使用の承認をしないものとする。

4 第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、午前9時から午後4時30分までに教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）を使用する場合の使用料は、無料とする。

（駐車場の使用料）

第5条 駐車場を使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。

（2） 使用者が、使用前に使用の取消し又は変更を申し出て、市長がこれを承認したとき。

（権利譲渡の禁止等）

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、世代交流施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りではない。

（使用の停止等）

第9条 市長は、次の各号の一に該当すると認める場合には、その使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

（1） 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 使用の承認の条件に違反したとき。

（3） 公益上又は管理上特に必要があるとき。

2 前項の停止又は取消しによって、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、使用が終わったとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認が取り消されたときは、直ちに付属設備、備品等を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第11条 世代交流施設の利用者又は使用者は、施設又は付属設備等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は前条に規定する原状回復の義務を怠ったときは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、世代交流施設（第2条第3項に定める施設を除く。以下同じ。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手続）

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、世代交流施設の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 世代交流施設の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 世代交流施設の効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 世代交流施設の運営に関する業務
- (2) 世代交流施設の開館時間及び休館日の変更に関する業務。ただし、開館時間又は休館日を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 第3条の規定による利用の制限に関する業務
- (4) 第4条第1項から第3項までの規定による使用の承認に関する業務
- (5) 第9条の規定による使用の停止等に関する業務
- (6) 世代交流施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (7) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第5条、第10条及び第11条の規定は、規則で定める日から施行する。(平成7年規則第22号で、同7年4月14日から施行)
- (沼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)
- 2 沼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条第1項第10号」を「第96条第1項第11号」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(10) 世代交流センター

(沼津市老人福祉センター条例の廃止)

- 3 沼津市老人福祉センター条例(昭和43年条例第28号)は、廃止する。

付 則(平成17年12月14日条例第48号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例第12条の規定によりその管理を委託されている千本プラザの管理については、この条例による改正後の沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例第12条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則(平成20年10月20日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月19日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 付 則(平成26年3月10日条例第16号)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に承認した高齢者等福祉世代交流活動施設の使用に係る使用料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成27年10月27日条例第33号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年7月1日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
付 則（令和元年7月5日条例第31号）
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に承認した高齢者等福祉世代交流活動施設の使用に係る使用料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
付 則（令和7年7月7日条例第28号）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）の使用の承認の申請及びこれに対する承認の手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても行うことができる。
（経過措置）
- 3 この条例による改正後の沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例の規定は、施行日以後に教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）を使用する場合について適用する。

別表第1（第4条関係）

区分	使用日の曜日等	基本使用料		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
大会議室		3,660円	4,190円	5,230円
中会議室		2,090円	2,610円	3,140円
小会議室		1,570円	2,090円	2,610円
軽運動室		1,040円	1,570円	2,090円
陶芸室		2,090円	2,610円	3,140円
図画工作室		2,090円	2,610円	3,140円
音楽ホール	平日	10,470円	12,570円	15,710円
	土曜日	12,570円	15,710円	20,950円
	日曜日			
	休日			
		ピアノ1回 5,230円		
スタジオ		2,090円	2,610円	3,140円
多目的ホール		全日使用 15,710円		
集会室				6,280円
教養娯楽室（和室）				2,090円
教養娯楽室（洋室1）				2,090円
教養娯楽室（洋室2）				2,090円
健康相談室				1,040円
生活相談室				1,040円

備考

- 1 全日使用は、午前9時から午後9時までの時間とし、その使用料は、各時間帯使用料の合計額とする。
- 2 午前・午後使用は、午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時までの時間とし、その使用料は、各時間帯使用料の合計額とする。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

資料10

- 4 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、基本使用料に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 入場料又はこれに類するものの入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,000円以下のとき 100分の150
(商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は、 100分の200)
1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200
3,000円を超えるととき 100分の250
- (2) 使用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 使用の時間帯は、準備、練習等使用に必要な一切の時間を含む。
- 6 使用承認時間外の超過使用料は、30分につき承認時間帯（全日使用及び午前・午後使用の場合における午前9時以前の使用については午前の時間帯とし、全日使用及び午後・夜間使用の場合における午後9時以後の使用については夜間の時間帯とする。）の使用料の100分の15に相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は、15分以上をもって30分とみなす。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2（第5条関係）

区分	金額
1時間までごとに	100円